平成２４年（フ）第５４号
岐阜県飛騨市神岡町殿168番地２
債務者　田家　　恵（旧姓鎌部）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第９８８号
名古屋市千種区松竹町２丁目２番地の３　あずま苑102号
債務者　内田　純子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
三重県伊賀市緑ケ丘中町1280番地　緑ケ丘ユニオン２Ｆ－Ｅ、前住所三重県伊賀市服部町1151　コーポ服部101
債務者　浅野幸子こと　アンドウ・ジョアナ・サチコ・アサノ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１６５号
滋賀県守山市三宅町976番地　レジデンス三宅106号
債務者　寺田美津枝
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目10番16号、旧住所鳥取県鳥取市桜谷５番地16
債務者　小谷　　淳
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目10番16号、旧住所鳥取県鳥取市桜谷５番地16
債務者　浜崎登志恵
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
鳥取県鳥取市立川町６丁目105番地47
債務者　中川　盛雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１８号
広島市安佐南区大町東１丁目８番25―705号
債務者　亀井　珠夜
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８４号
広島県三次市三良坂町灰塚22番地３、申立時の住所広島市西区南観音町２番20―102号
債務者　加藤さゆり
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５５号
広島市佐伯区五日市中央１丁目13番29―104号
債務者　山崎　泰宏
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５６号
広島市南区東雲本町２丁目21番17―701号
債務者　小河　芳雄
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５７号
広島市南区東雲本町２丁目21番17―701号
債務者　小河春代こと　林　　春代
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１号
山口県下関市小月市原町１番５号
債務者　山根　嘉夫
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
山口県下関市秋根東町１番46号　カーサ潤201号
債務者　綿屋　啓子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
山口県下関市王司神田１丁目９番11―303号　アンジュール王司神田
債務者　谷口　幸枝
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
愛媛県松山市空港通２丁目９番43号　101号
債務者　菊地　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
高知県安芸市井ノ口甲12番地６
債務者　田辺　リカ
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
福岡県久留米市北野町高良1883番地４
債務者　権藤　元治
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部